

て審理を再開し、悔のない判断を得られんことを。(Q)

2号炉 ヨー素漏れのまま運転を強行

伊方2号炉は、さる2月15日から第一回の定期検査を行っていたが、5月5日から運転を再開した。ところが5月9日、出力50%~70%で運転中に、タービンの軸が異常振動を起こして運転を停止。タービン回転軸のバランスを調整して4日後に運転を再開し、5月末にフル運転に入った。

しかし間もなく、炉心の燃料棒から放射性ヨー素が漏れ始め、6月6日、四国電力は愛媛県に対し、「原子炉内の一次冷却水の濃度が通常時(1CC当たり0.00008マイクロキュリー)の10倍以上に上昇してきた」と報告した。その後、ヨー素濃度は通常時の50倍程度にまで達したと報告。

上記定検中に、炉心燃料集合体121体のうち52体を新品に取りかえ、残りも異常のないことを検査で確かめたという。にもかかわらず放射能漏れを起こしたのである。四国電力は、いつものように、「運転を始めてから、燃料棒にピンホールができたのではないか」と、説明にならない説明でお茶を濁し、その上、強引に運転を継続している。もちろん、通産省のお墨付きを得て。

四国電力では、原子炉内の一次冷却水中のヨー素の濃度を下げるために、一次冷却水を毎時20トンの割合で浄化装置内を循環させるという方法を取っている。こうして、放射性ヨー素を、浄化装置内のイオン交換樹脂に吸着させて除去し、その濃度を通常時の20倍程度によく抑え込んでいるという。そして、毎日1回のヨー素濃度の測定を4時間

おきに増やし、「監視を強め、運転管理に万全を期したい」と。

燃料棒の破損を示す明確な危険信号が発せられているのに、稼動率を落さないために、運転を止めて破損の状況や原因を調べることをせず、運転を強行する危険なやり方は、これまでにも1号炉では、しばしば強行されてきたが、遂に2号炉にも及んだのである。

このことは、燃料棒の破損が慢性化して、どうしようもないということを示している。さらに、異常事態を「運転管理」で乗り切るという「自信」は、スリーマイル島原発事故で懲りたはずなのに、伊方はじめ我が国の原発にも蔓延していることを物語っている。

会計報告('83.6/3~7/4)

収入

| | |
|---------|---------|
| 会費 | 143,000 |
| ニュース購読料 | 127,250 |
| カンバ | 134,720 |
| 計 | 404,970 |

支出

| | |
|-----------|---------|
| ニュース印刷代 | 25,000 |
| 振替手数料 | 1,890 |
| 郵送料 | 10,900 |
| 文書複写代 | 2,340 |
| ゼロックス使用料 | 77,568 |
| ゼロックスリース代 | 14,300 |
| 計 | 131,998 |
| 差引 | 272,972 |
| 積立金合計 | 350,087 |

伊方訴訟ニュース 第119号 1983年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル 藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112. 口座 大阪 48780)

控訴審

高松高裁に弁論再開を要求

既報のように、最高裁が5月27日、原告

住民側からの特別抗告を却下したことによって、暴力的な結審を強行した高松高裁宮本勝美裁判長らの忌避は不成立に終った。せめて結審のためのまともな手続を回復するために原告住民側に残された手段としては、高松高裁に対し、弁論再開を要求する途しかない。

さる6月7日、弁護団を代表して、藤田、仲田、熊野の三弁護士が高松高裁に赴き、別項の「弁論再開申立書」を提出した。同時に原告住民側としては、最終意見書なり、最終準備書面などを提出する準備のあることを伝え、悔の残らぬ判断を下すため、裁判所が、かたくなな態度を再考するよう要請したいとして、宮本裁判長らに面会を申し込んだ。これに対し同裁判長らは、書記官を通じて、「文書を拝見すれば分るので」と、再三の面会要請にも応じなかったという。

その後現在まで、高松高裁からは何の連絡も無いが、弁護団では、これからも裁判所に対し、弁論を再開するよう粘り強く要求し続けることにしている。

弁論再開申立書

控訴人 川口 寛之

外三名

被控訴人 通商産業大臣

右当事者間の御序昭和五三年行コ第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件について、控訴人らは次のとおり、弁論再開の申立をする。

昭和五八年六月七日

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 新谷勇人

外二六名

高松高等裁判所

第四部 御中

一 貴部は本年三月四日の口頭弁論において突如として、しかも極めて異例な方法で弁論終結を強行した。

しかしながら、貴部の右弁論終結の方法は通常の民事々件においても、裁判所の措るところではないし、ましてや本件の原子力発電所の危険性という人間の生命・健康に直接係わる争点について論議されている重大事件については通常の民事々件以上に厳密な弁論終結へ至る手続がとられるべきは当然である。

二 我々も貴部に対して弁論終結に至るための当然の手続を求めるものである。

仮に貴部の判断でもって、控訴人らの申請する証人がこれ以上必要ないというなら

ば、控訴人らはこれらの人証に代えて書証を提出しなければならないし、被控訴人から前回日に提出された「甲号証に対する意見書」に対しても反論をおこなう機会も当然与えられなければならないし、前回提出となった乙第一九〇号証乃至一九八号証に対する認否、意見を述べる機会が与えられるべきであるし、さらに控訴人らの最終意見なり、最終準備書面提出の機会もこれまた与えられなければならない。

ここに右に述べた攻撃防禦上の必要かつ重要な訴証行為をなすために、弁論再開の申立をなすものである。

以上

各地で抗議と弁論再開要求の署名

さる3月17日に八幡浜市で緊急に開かれた結審強行抗議集会の後、八西連絡協議会と各地の支援の会が呼びかけ、高松高裁に対する抗議と要求書（別項）への署名活動が始まられた。

今まで約1200名の署名が八西連絡協議会に送られており、近く第一次分として、高松高裁あてに署名簿が送られることになっている。

伊方原発訴訟の結審に抗議し原告側証人調べの再開を要求する署名

一九八三年三月四日、伊方原発一号炉の設置許可取り消しを求める「伊方原発訴訟」控訴審第二十二回公判において、高松高裁の宮本勝美裁判長は公判終了間際、突然「弁論を終結します。判決期日は迫って……」と述べ、原告住民側代理人の「裁判官忌避」の声を無視してそそくさと退廷した。

宮本裁判長の今回の結審宣言は、住民側が申請していた証人一七人を残したままで、しかも最終意見陳述すら認めない、裁判の通常の形式をも踏みにじる暴挙であり、証人調べの打ち切り・早期結審をめざす被告国側に全面的に追随した強権的な訴訟指揮の發動であ

る。私たちはかかる暴挙を断じて許すことはできない。

被告国側の準備書面を引き写した一審の松山地裁判決は、その後に起こった米国スリーマイル島原発の事故をはじめ、枚挙にいとまがない国内外の原発事故という現実によって覆されている。ひとたび大事故を起こせば、はかりしれない被害をもたらす原発に対して、十分な審理を保証しない司法はもはや司法たりえず、軍事法廷、暗黒裁判に堕するものといわざるをえない。

私たちは、今回の宮本裁判長らの結審宣言に重ねて強く抗議する。同時に原告住民側の、宮本勝美裁判長ならびに山脇正道、磯尾正両陪席裁判官の忌避申立てを支持し、原告側証人調べの早期再開をはじめ審理の続行を切に要求するものである。

高松高等裁判所 御中

○呼びかけ団体

- 伊方原発反対八西連絡協議会
- 伊方原発訴訟を支援する会
- 伊方原発反対八幡浜市民の会
- 高知反原発の会
- 伊方原発を考える松山市民の会
- 高松・伊方原発訴訟を支援する会
- くらしき反原発の会
- 埼玉・伊方訴訟を支える会
- 伊方・東海訴訟を支援する東京の会

裁判長殿よく読んで下さい

「TMI事故の原因に誤操作は何一つなかった」

被告国側は、「TMI事故の決定的原因は運転員の誤判断、誤操作であり、本件安全審査とは何の関係もない」との主張をふりかざして裁判所を惑わせ、強引な結審に追い込んだ。しかし、国側の唯一の証人であった佐藤一男氏も、証言を終って半年しかたないのに、雑誌「原子力工業」に論文を寄せ、「TMI事故の原因をさかのばっていくと、多くの場合、安全確保のための基本的な考え方と論理にまで到達する」とか、「運転員の行動についての評価には、かなり異なる意見がある」などと、法廷での証言とは、まるっきり違った調子で、TMI事故の教訓を論じている。

このことは、すでに、「結審」が宣言された日の法廷で原告側から指摘され、上記論文も甲号証として提出された。要するに、国側の主張は、あまりにも「独自」すぎて、まともな工学者なら、とても支持できない代物であることを、佐藤氏が法廷外で自白したのである。

ところが、最近出版された「恐怖の2時間18分」（柳田邦男著、文芸春秋、S58年4月）と題した本の中で、ひとりの良心的な学者の、さらに明確な見解が紹介されている。この学者は、柳田氏によると、「日本の安全工学の開拓者である故橋本邦衛日大名誉教授」で、「スリーマイル島事故についても、資料を精読し、分析と見解をまとめていた」が、「不幸にして、その研究の途中、肺ガンで亡くなり、世を去る直前、重要なポイントに絞

って「橋本見解」なるものを、私宛の長文の手紙に書いて下さった」という。

上記書物中に、その「橋本見解」のいくつかが紹介されているが、その一つで、被告国側の強弁を完全に否定した見解を以下に引用しておこう。

「これは、スリーマイル島事故をめぐる最も重大な考え方になると思いますが、加圧器逃がし弁「開」固着をめぐる最大の問題は、スリーマイル島原発設計者が、加圧器逃がし弁の状態表示の重要性を全く考えていないかった。スリーマイル島事故を通して見る限り、そこに最大の設計ミスがあり、それがスリーマイル島事故の最大原因となったと、私は考えています。例のマイケルソンが明らかにしていたような事実を、設計者が全く知らないことが原因で、そこにはヒューマン・エラーというべきものは、何一つなかったと、私は考えています。

何故なら、運転員以外に、20名近い専門家の第三者的眼があったにかかわらず、「開」固着が2時間18分にわたって見逃がされたという事実こそが重大であって、この点からいえば、運転員の見逃がしは、当然のことであり、それはすでにヒューマン・エラーの概念を立ち超えた事柄であろうと思います。すべては、プラント設計者側の技術的予測のミスと、それによる設計ミス、人的要因の無視に尽きると、私は思います」（上記書物121～122頁）。

裁判長殿、被告国側の呪文の束縛から脱し